

市営住宅入居者を募集します

市では、平成30年9月入居分の市営住宅の入居者を下記のとおり募集します。詳しくは建築住宅課 住宅係までお問い合わせください。



【建築住宅課】

▶入居予定日

平成30年9月28日(金)

▶申込資格

- 申込日現在で、本人が市内に住所または勤務場所を有する人
※本市による入居手続きを経て社会福祉法第2条第2項に規定する施設に入所している人または東京電力原子力事故被害者は、市内に住所または勤務場所を有していなくても証明できる書類を提出すれば申し込むことができます。
- 現に住宅に困窮していることが明らかな人
※持ち家がある人は原則不可とします。
- 同居しようとする親族が本人を含めて2人以上の世帯
※今回の募集住宅のうち、あけぼの住宅と原田B住宅については、60歳以上、障がい者、生活保護受給者など特定の条件を満たす人は特例単身者として単身の入居の申し込みができます。
- 地方税を滞納していない人
- 本人と同居者の収入を合算した年間総所得額が規定の金額以内であること
- 本人および同居者が、暴力団員でないこと

▶申込用紙配布と申込受付期間

6月18日(月)～7月13日(金)
※土・日曜日を除く
午前8時30分～午後5時15分

▶募集住宅

住宅名	所在地	構造等	建設年度	募集戸数		家賃月額(円)	間取り	備考
				優先枠				
あけぼの野	神野々84	中耐4階建	昭和50年	2	1	12,100～18,000	3DK	1階・単身者可
東家	野124-1	中耐4階建	昭和56年	1	0	16,500～24,600	3DK	3階
原田B	東家4-5-15	中耐4階建	昭和52年	1	0	15,100～22,400	3DK	1階
伏原(4階)	原田132	中耐4階建	昭和48年	1	0	11,300～16,900	3DK	1階・単身者可
伏原第5	伏原772-1	鉄筋4階建	平成7年	1	0	21,100～31,400	3DK	1階
	伏原975-1	簡耐2階建	平成3年	1	0	20,900～31,100	4DK	2階

※優先枠…母子・父子世帯や多子世帯などは、入居者選定について優先的な取扱いが受けられます。

▶申込方法

申請手続きに必要な書類を持参または郵送(受付期間内必着)で申し込んでください。

▶申込手続きに必要な書類

- ①市営住宅入居申込書
 - ②入居調査同意書
 - ③誓約書
 - ④平成29年中の所得証明書(平成14年4月1日以前生まれの人全員分)
 - ⑤地方税の完納証明書(平成14年4月1日以前生まれの人全員分)
 - ⑥就労証明書、婚約証明書、身体障害者手帳の写しなどその他必要な書類
- ※①②③は建築住宅課、図書館、各地区公民館および市ホームページで入手できます。
※④⑤⑥は該当する人のみ必要な書類です。

▶入居者の決定

入居資格審査を行い、応募者多数の場合は、抽選により決定します。入居の際には、2名の連帯保証人(独立の生計を営む人、入居予定者と同程度以上の収入を有する人など)が必要です。※連帯保証人も本籍地記載の住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、地方税の完納証明書などが必要です。

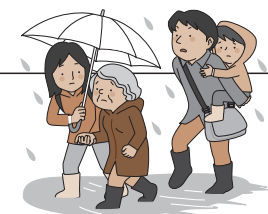
▶申し込み・問い合わせ

〒648-8585(住所記入不要)
橋本市 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115

大雨による災害に備えましょう

これからの季節は、梅雨や台風など雨の多い時期を迎えるため、大雨や集中豪雨による土砂災害や河川の増水・はん濫などに十分な注意が必要です。

災害から身を守るために、日ごろから災害への備えを行い、災害発生の際に適切な行動ができるよう準備しておくことが大切です。【危機管理室】



日ごろから準備しておきましょう

- 避難所や避難経路、連絡方法などを家族で話し合っておきましょう。
- 非常持出品(非常食、飲料水など)を素早く持ち出せるようにしておきましょう。
- 洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップで、危険箇所を確認しておきましょう。
- 出入り口や通路には荷物などを置かないようにしましょう。

避難の方法

- 立ち退き避難
より安全な場所や建物に移動すること。
- 垂直避難(屋内安全確保)
建物のより高い階にある部屋に移動すること。
※立ち退き避難が基本ですが、屋外へ出るとかえって危険な場合は、垂直避難を検討してください。

避難するときの注意点

- 最新の気象情報の収集に努めましょう。
- 危険を感じたら、早めに避難しましょう。
- 危険な場所を避け、安全な経路で最寄りの避難所に避難しましょう。
- 近所同士で声を掛け合い、できる限り複数名で避難し、障がい者や高齢者などの要配慮者をサポートしましょう。

災害時の避難に関する3情報

災害の発生時に、市から避難情報を発令する場合があります。その情報は次のように3つに区分されています。これらの違いを良く理解し、自らの身を守りましょう。

▼第1段階 避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった段階
非常持出品などの準備を行うとともに、気象情報を収集し、早めに避難の判断をしてください。高齢者や子どもなど避難に時間を要する人は、家族などのサポートを受けて避難を始めてください。また、水位が急激に上昇する恐れのある河川付近に住んでいる人も避難を始めてください。

▼第2段階 避難勧告

人的被害の発生する可能性が明らかに高まった段階
通常の避難行動ができる人は、速やかに避難所へ避難してください。

▼第3段階 避難指示(緊急)

人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された、または人的被害が発生した段階
避難していない人は、直ちに避難してください。外出が困難な場合は、自宅の2階など室内の高い所へ避難してください。また、避難所まで移動する時間がない場合は、近隣の丈夫な建物の2階以上に避難するなど、生命を守る最低限の行動をとってください。

避難情報をエリアメール・緊急速報メールで配信します

市では、防災行政無線、防災はしもとメールなどを活用し、市民の皆さんに避難情報などを配信しています。これらに加えて、本年度から、携帯電話会社による「エリアメール」や「緊急速報メール」を活用します。これらのメールは、指定された地域にあるスマートフォンなどの携帯電話に一齐送信され、受信すると専用の警告音とともに画面に自動表示されます。使用機種または電波状況により、受信できない場合があるので、緊急時はテレビを活用するなど複数の手段で情報収集しましょう。



ため池や水路などでの事故を防ぎましょう

- 増水時は特に危険です
梅雨の時期や台風接近などの時は、ため池や水路の水位が通常より高い状態になる場合があります。増水時はため池や水路に近寄らないようにしましょう。
- ため池の管理について
梅雨前線や台風接近など大雨が予測される場合は、水利組合などの受益者が事前に水位を下げるなど危機回避をしてください。